

○周南市入札監視委員会設置規則

(平成 24 年 3 月 31 日規則第 16 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成 15 年周南市条例第 247 号)第 2 条の規定に基づき、周南市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市が発注した工事、委託業務その他の契約(以下「発注した工事等」という。)に係る入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 発注した工事等のうちあらかじめ委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由、随意契約理由等について審議を行うこと。
- (3) 前 2 号の事務に関し、報告の内容、審議した入札及び契約手続等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、意見を建議すること。
- (4) その他市長の諮問に応じ、調査及び審議を行うこと。

(委員会の委員等)

第 3 条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げない。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員がこれを互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の開催に必要な定数は、委員の半数以上とする。

3 第2条第1号及び第2号に掲げる事務に係る会議は、おおむね6か月に1回開催する。

4 第2条第4号に掲げる事務に係る会議は、必要に応じ開催する。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は非公開とし、会議後に会議の議事概要を公表する。

(関係者の出席)

第6条 会議において、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の招集の特例)

第7条 委員の任期満了後最初の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、契約監理担当課で処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初の会議の招集は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。